

# 佐伯市債権管理条例(案)についての 意見募集(パブリックコメント)資料

平成29年5月  
佐伯市 市民生活部収納課

## ○条例制定の趣旨

市の債権は、市民サービス等の財源となる市民の貴重な財産です。そのため、市の債権を適正に管理することが重要であることは言うまでもありません。

ただし、市の有する債権の種類は極めて多岐にわたっており、これらの債権を適正に管理・回収するためには、各種債権の特性や適用される法令等を的確に把握し、正しい法解釈に基づいた業務を行う必要があります。

平成27年度より、各債権所管部署の職員により「債権管理プロジェクトチーム」を結成し、より良い債権管理に向けて、現状での課題を整理しました。その結果として、「債権管理条例」の必要性和、「債権管理の指導・監督部署」が必要との結論に至り、平成28年4月より市民生活部収納課に「債権管理係」が設置されることとなりました。

それより、債権管理係において他自治体の条例等を調査・研究し、財源及び公平な市民負担の確保、公正で効率的かつ効果的な債権管理を行うことを目的とする「佐伯市債権管理条例(案)」を作成しました。

ついではこの案に対して市民の皆様からのご意見を募集します。

## ○これまでの課題と条例制定による効果

### 課 題

#### ○債権管理事務の明確化

・各債権について、根拠法令が複雑多岐にわたっており、わかりやすく整理し、事務を明確にする必要がある。

### 課 題

#### ○債権管理事務の統一化

・各債権の所管課ごとに事務を取扱っていたため、対応にバラつきがあり、そのようなことがないように市として統一されたルールが必要である。

### 課 題

#### ○回収困難債権の取扱いの整理

・回収見込みのない債権が滞納として蓄積し、その管理が回収業務を圧迫しているため、その整理の必要がある。

○市の全債権の事務処理について統一的な規程を整備し定める

⇒事務の明確化、担当課間の事務の統一化

【条例(案)】

1条(目的) 2条(定義) 3条(他の法令等との関係) 4条(市長等の責務) 5条(台帳の整備) 6条(徴収計画) 7条(督促) 8条(滞納処分等) 9条(強制執行等) 10条(履行期限の繰上げ) 11条(債権の申出等) 12条(徴収停止) 13条(履行延期の特約等) 14条(免除) 16条(委任)

○回収困難案件の事務処理について定める

⇒効率化を阻害する不良債権を放棄し、回収業務に集中することによる収入の増加

【条例(案)】

15条(権利放棄)

# ○佐伯市債権管理条例(案)の内容と説明

## (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理等に関し、必要な事項を定めることにより、市の債権の管理についてその適正化を図ることを目的とする。

【説明】市の有する債権の法令等の規定を補い、債権管理を行う上で共通して必要な事項を定めることを目的としています。

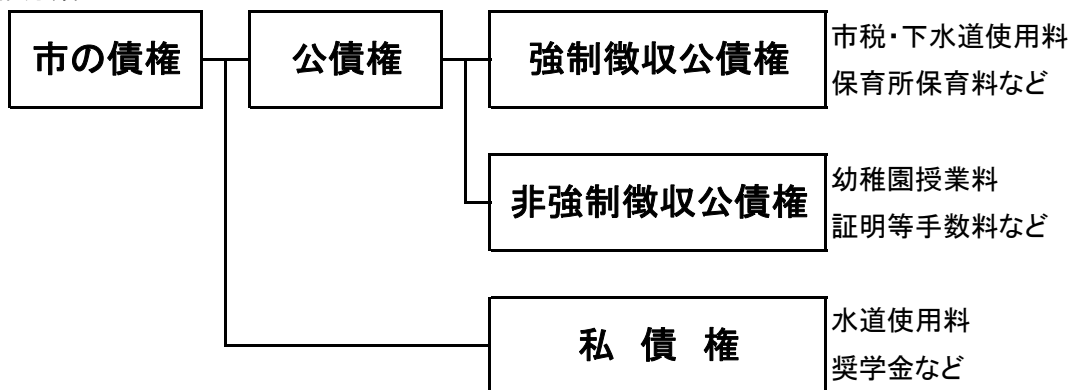
## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第3号から第8号までに掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの（国民健康保険税を含む）をいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (4) 強制徴収公債権 市の債権のうち、市税及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、私法上の原因に基づき発生するものをいう。
- (7) 市長等 市長及び公営企業管理者をいう。

【説明】この条は、条例中に用いられる用語の定義について定めています。市の債権は、法令等やその性質により、大まかに上記(2)～(6)に分類されます。

## 債権分類イメージ



## (他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

【説明】この条例は債権管理を行う上で、他の法令等に特別の定めがある場合を除き適用されることを意味しています。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、法令等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

【説明】債権管理について、市長等の責任を明確に表したものです。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。

【説明】債権を正確に管理するには、情報の記録が重要です。そのため、それらの情報を記載した台帳を整備します。そのことが、債権管理事務の適正化・効率化に繋がります。

(徴収計画)

第6条 市長等は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとする。

【説明】債権所管課が徴収計画を策定することにより、効率的な徴収に寄与するだけでなく、問題点の把握等により、今後の徴収事務の改善に繋がります。

(督促)

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【説明】「督促」とは、債務者が履行期限までに債務を履行しない場合に、その納付を催告する行為をいいます。具体的には「督促状」の送付を義務付けたものです。

(滞納処分等)

第8条 市長等は、市税及び強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の定めるところにより、これを行わなければならない。

【説明】強制徴収公債権について、納付資力があるにも関わらず納付しない者に対しては、差押え等の滞納処分を行います。また、生活困窮など一定の事由に該当するときは、猶予などの緩和措置を行うこととなります。

(強制執行等)

第9条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別な事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行の請求をすること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

【説明】非強制徴収公債権や私債権について、納付資力があるにも関わらず納付しない者に対しては、(1)～(3)の強制執行(裁判所による差押え)等の法的措置や訴訟等による請求を行います。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長等は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

【説明】「履行期限の繰上げ」とは、債務者の信用状態に不安が生じた場合、本来は将来に渡り分割して納付する債権であったとしても、その履行期限を(支払期限)を市が指定する期日に早めることです。

(債権の申出等)

第11条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

【説明】債務者の財産に対して強制執行の開始決定があった場合、破産手続開始決定を受けた場合など、法令上の配当等を受ける可能性があるときに債権の届出を実施します。第2項では債務者との契約の中で担保の提供を求め、信用不安等がある場合は、仮差押えや仮処分等の必要な措置をすることで、債権保全の努力をすることを定めています。

(徴収停止)

第12条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

【説明】非強制徴収公債権及び私債権について、履行期限後、相当の期間が経過してもなお完全に履行されず、債務者が所在不明で財産が少額である場合や、債権金額が少額で取立費用額未満である場合などで、履行が困難又は不適當と認められるときは、法令に基づき徴収停止を行います。債務者について、強制執行する財産がないか、あっても強制執行の費用に満たずに徴収が困難となった場合などに措置されます。



(履行延期の特約等)

第13条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、履行につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

【説明】「履行延期の特約等」とは、債務者が無資力な状態にあるなど(1)～(5)の条件に合致するときに、履行期限を延長する(適宜分割し、履行期限を新たに定める。)措置です。

(免除)

第14条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収公債権及び私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ履行することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収公債権及び私債権に係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収公債権及び私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

【説明】無資力等の理由により「履行延期の特約等」の措置を行ったものの、履行することができずに10年を経過し、なお債務者が無資力等で今後も履行することが見込めないときには「免除」することができるものと定めるものです。

(権利放棄)

第15条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収公債権及び私債権について、これに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金等その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 私債権につき消滅時効が完成したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに、他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収公債権及び私債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収公債権及び私債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 第9条の規定による強制執行等の措置又は第11条の規定による債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該非強制徴収公債権及び私債権について、強制執行等の措置又は債権の申出等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (7) 第12条の規定による徴収停止の措置をとった当該非強制徴収公債権及び私債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (8) 当該非強制徴収公債権及び私債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないと判断したとき。

2 前項の規定により非強制徴収公債権及び私債権を放棄したときは、市長等は、これを議会に報告しなければならない。

【説明】債権は全額徴収することが原則ですが、あらゆる手段を尽くしてもなお、徴収見込みのない債権については、より効果的な債権管理を行うために上記(1)～(8)に該当する場合にそれを放棄できることとします。なお、条例により債権を放棄した場合、議会へ報告します。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

【説明】この条例を施行するために必要な細かい事項については、市長等が定めるべく委任することを意味しています。（債権管理規則等により定めます。）